

第 27 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公 開 用)

平成29年11月29日 (水)

熊谷市農業委員会

第27回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成29年11月29日(水) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成29年11月29日(水) 午前11時3分
- (3) 場 所 大里行政センター第3会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 15名
- (2) 欠席数 4名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	出	川田 久夫
2	出	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	出	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	欠	手嶋 茂春
7	欠	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	欠	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	出	閑野 高広	19	欠	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について
- 議案第 8 号 競売買受適格者の証明について（農地法第 3 条該当）

報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項（5） 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について（2 a 未満）

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議長
(木村部会長)

出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第27回農地部会を開会いたします。

本日の欠席委員は7番柴田忠雄委員、8番大澤芳明委員、16番手嶋茂春委員、19番青木登喜代委員以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長一任の声がありましたので、1番福田和行委員、2番村田定吉委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第27回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について
- 議案第8号 競売買受適格者の証明について(農地法第3条該当)

以上、8件ですので、よろしく御審議願います。

議 長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、申請地積149㎡での価格は、〇〇〇円です。平成29年11月8日、大澤委員、関根委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、平成29年11月8日、大澤委員、関根委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、平成29年11月6日、中川委員、鈴木委員、農業振興課杉本主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に耕作していくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、申請地積200㎡での価格は、〇〇〇円です。平成29年11月15日、夏目委員、大野委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物は木造平屋建の農業用物置、外便所、既設各1棟で、敷地拡張後の面積は、1, 218. 59㎡です。申請人が農家住宅の建て替えを計画したところ、農地法の手続きを取らず農家住宅敷地の一部として使用していたため、是正するものです。

議案番号2は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年9月27日です。転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。敷地拡張後の面積は、542. 8㎡です。申請のきっかけは、申請人の子ども世帯の住宅を計画したところ、農地法の手続きを取らずに農家住宅敷地の一部として使用していたため、是正するものです。

議案番号3と4については、関連があり、土地利用図を載せた資料を用意しました。A4横で右上に資料ナンバー1と記入したものです。裏面の土地利用図を用いて説明いたします。

議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物は木造平屋建、居宅が既設1棟あり、敷地拡張後の面積は、596. 37㎡です。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物は木造平屋建の店舗、鉄骨造平屋建の物置、カーポートが既設各1棟あり、敷地拡張後の面積は、1, 112. 91㎡です。

議案番号3の住宅敷地の拡張、議案番号4の店舗敷地の拡張の案件については、申請人は同じ人ですが、土地利用の目的によって別々の申請となっています。議案番号3の住宅敷地の拡張ですが、現在の宅地が〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、その東側の申請

地、〇〇〇〇番〇に、平成〇〇年頃に建てられた居宅離れがあり、これを是正するものです。また、議案番号4の店舗敷地の拡張ですが、現在の店舗敷地は、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇です。店舗は〇〇〇〇番〇の宅地と申請地の〇〇〇〇番〇にまたがって建てられています。今回は〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇の宅地にまたがる倉庫を建て替えする計画があります。南側の〇〇〇〇番〇は、駐車場と倉庫として昭和〇〇年頃から利用されており、これを是正する案件です。店舗は〇〇〇〇番〇です。申請地以外の〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇は、申請者の所有する畑となっていますが、現況は庭木や大きな庭石、石の通路があり、宅地利用されています。事務局では、この違反部分が是正されれば、許可できる案件だと考えます。このため、県に提出する意見書に、「申請地の東側の農地の違反転用を是正すること」という条件をつけて、許可相当とできないかと提案いたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。事務局の説明で、議案番号3、4については、申請地の東側に残る農地が違反転用されているため、「申請地の東側の農地の違反転用を是正すること」という条件付で、許可相当とできないかという提案がありましたので、まず議案番号3と4について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

茂木委員 図面の中の〇〇〇〇番〇のマークは何ですか。

事務局 図面のマークは庭木を表しています。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3と4について、「申請地の東側の農地の違反転用を是正すること」という条件付で、許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって議案番号3と4については、条件付で許可相当とするべきものと決しました。
次に議案番号1と2について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1と2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって議案番号1と2については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

事務局 次の議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号1は、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号4と、また、許可後の計画変更申請の議案番号2は、農地法第5条の議案番号10とそれぞれ関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、それでよろしいですか。

(異議なし の声あり)

議 長 それでは、そのように決定します。
議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号4と10を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12については、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面は土地利用図を記したものを別紙資料により説明します。

【事務局が、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号4と10について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案第4号議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物は木造平屋建です。

議案番号10は、農地区分は2種農地、雑種地を含めた全体面積は8,612㎡です。

議案番号4の案件について、変更前の申請者は、申請者の夫が仕事の転勤で関東に戻ってくる予定があったため、申請者の親から土地を贈与し住宅を建てるため農地転用の許可を取りました。その後、夫の転勤の話がなくなり、愛知県に住宅を建てたため、申請地に住宅を建てることができなくなりました。今回、新たに申請地で住宅を建てたい方が出てきたため、事業計画者を変更するための申請と新たに住宅を建てたい方が農地転用の許可を受けるための申請です。

議案番号10の案件について、土地利用図をご覧ください。左上から右下の斜線が平成28年8月26日に農地法5条許可を取った敷地です。また図面下の右上から左下の斜線が農地法5条申請地です。

当法人は、当初○○○○○○○○○○○○として今回の5条申請地を含めて計画をしておりましたが、計画敷地内に市の認定道路があり、道路敷を法人に払下げをするには、市道の廃止が市議会の同意を得なければならず、手続きに時間を要するため、今回の申請地を除いた計画となりました。

今回の申請地は当初から施設利用者等の駐車場用地として計画しており、道路敷の払下げの手続きが終わり、開発上の計画変更の手続きも可能となったため、今回の計画変更申請が出されたものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

夏目委員 計画変更の議案番号2について、5条の許可申請だけではでき

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案どおり許可相当とするべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案どおり許可相当とするべきものと決しました。

次に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号10について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案どおり許可相当とするべきものと決しました。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号4、10以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号3は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建です。

議案番号5は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建です。

議案番号6は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建です。

議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建てで4

棟の計画です。隣接する宅地を含めた全体面積は1, 379. 03㎡です。

議案番号11は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号ハ、農地法施行規則第35条第4号です。建築物等は、鉄骨造平屋建事務所1棟と倉庫4棟の計画です。譲受人の法人は、主に貨物自動車運送業、建設工事を業とする法人です。既存倉庫の荷物や貨物が増えて管理保管に対応できなくなってきたため、国道125号線バイパスや国道17号バイパスへアクセスが良い申請地を物流倉庫としたい計画です。

議案番号12は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年9月27日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号ハ、農地法施行規則第35条第5号です。敷地拡張後の面積は4, 926㎡です。譲受人の法人は、生コンクリートを生産し、U字溝などコンクリート製品を製造しております。市内〇〇〇の本社に、〇〇にはコンクリート製品の製造工場があり、〇〇にはコンクリート製品の置場があります。現在の〇〇の置場が不足してきたため、隣接する申請地を置場として拡張したい計画です。

議案番号13は、農地区分は2種農地、農振除外は平成28年9月9日です。平成29年11月6日に計画者変更の手続きをしております。この申請地は平成28年9月9日に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が資材置場で除外し、平成29年2月に農地転用の申請を出しました。しかし、〇〇〇〇〇はアスファルト廃材から再生砕石へリサイクルする中間処理業を廃止することになったため、申請は取り下げられました。〇〇〇〇〇は市内〇〇に中間処理業を行う工場があり、その工場を引き継ぎ、中間処理業の許可を受けた譲受人の法人が〇〇〇〇〇と同じく中間処理業を行い、〇〇〇〇〇〇〇の計画同様に申請地をリサイクルした再生砕石の置場として利用するための申請です。除外を受けたのは〇〇〇〇〇であったため、除外の計画者変更の手続きを済ませて農地転用の申請が出されています。

議案番号14は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は4, 242. 91㎡です。譲受人の法人は建設業を営んでおり、市内〇〇に土砂や砕石の置場があります。今の資材置場は道に接する部分が7mほどの幅で大型車両が出入りするには不自由があります。申請地は道に接しており、申請地を一体利用すると15mほどの幅で道に接することができ、大型車両の出入りが容易にできるようになるため、申請地を利用したい計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

茂木委員 11番の案件について、遊水地の大きさはどのくらいか。

事務局 調整池は2カ所計画しており、合計で約833トンの容量です。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第5号農地法第5条の規定による許可申請についての議案
番号4、10以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員
の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可
相当とすべきものと決しました。
次に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について
(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公
簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、
議案書に記載されていない説明について記述する。】
当法人は、これまで毎年1月の第2月曜日に〇〇を行っており
ましたが、来年の1月1日から1月3日までの3日間、〇〇〇〇
〇を計画をしております。
当会場には公共交通機関がなく、多くの方が自動車で来場しま
すが、法人が所有する場所では40台分しか駐車できず、来客用
の駐車場が不足している状況です。
このため、臨時の駐車場を確保する必要があり、地権者から同
意を得られたため、今回の申請に至りました。
申請地2筆合計で計133台分の駐車台数を予定しておりま
す。

申請地は敷鉄板等を行わず、土地を均して使用します。使用後は耕耘して、地権者に返却する計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
ここで暫時、休憩いたします。

【休憩 午前10時25分から10時40分】

議 長 休憩中の議事を再開します。
議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の案件は議案番号821から942、議案番号3005から3015の133件であります。議案番号3005から3015については、農地中間管理事業に関する案件であり、通常の利用権の設定と分けるために議案番号を3005からとしました。

まず全体の説明となりますが、総筆数は227筆、総面積は351,404.45㎡、田は175筆286,393.45㎡、畑は52筆、65,011㎡、賃貸借は161筆、250,239.82㎡、使用貸借は66筆、101,164.63㎡、設定の期間は、3年未満が1筆、337㎡、3年以上6年未満が127筆、206,858.82㎡、6年以上が99筆、144,208.63㎡、設定の区分は、新規の計画が132筆、188,092.82㎡、再設定の計画が95筆、163,311.63

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号864から866について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長 次に議案番号890、918、922、923については、〇〇〇委員が受人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議 長 それでは、議案番号890、918、922、923について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号890、918、922、923について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[○○委員 入室]

議 長 次に議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号864から866、890、918、922、923以外の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号864から866、890、918、922、923以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の配分計画は、○○地区の案件について審議していただきます。貸借権の設定を受ける土地は32筆、26, 326㎡で、地目は田が25筆17, 308㎡で、畑は7筆、9, 018㎡となっており、貸付けは、すべて賃貸借で新規で設定となります。設定期間については、すべて10年となっています。配分先は、32筆全てが○○○○○○○○○○となっており、以上32筆の農用地利用配分計画（案）は、農地のすべてを効率的に利用して耕作等を行うことや、周辺の農地利用への影響、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、各要件を満たしていると考えます。

補足説明いたします。こちらの議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき「農用地利用配分計画（案）」について、参考資料として、埼玉県農林部から出されている農地中間管理事業（貸借）の事務処理手引きに6農用地利用配

分計画（案）の作成がありますので、そちらをご覧ください。

（４）のアからキまでの７項目について熊谷市が農業委員会に意見を求めるものとなっております。借受人がきちんと耕作をされているの方がどうかについて意見を求めるものです。

今回の案件については、農用地利用配分計画（案）について、意見があればここで意見をとりまとめ、配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」で熊谷市に回答をするものです。説明は以上になります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

この議案については、事務局から説明のあったとおり、配分計画（案）について意見があれば、農業委員会の意見をとりまとめ、熊谷市へ回答するものです。配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」という回答をするものです。

この議案については、〇〇〇〇〇が配分先である、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表になっています。そのため、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席し、その間、議長を夏目農地部会長職務代理に代わっていただき、審議いただきたいと思います。

[夏目農地部会長職務代理 議長席に]

議 長 それでは、木村農地部会長に代わり、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
（夏目部会長職務代理） 〇〇委員に退席いただき、審議いたします。
〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇 委員 退室]

議 長 本案件について、質疑、意見等を求めます。

福田正八委員 今回の公募の申出者について、複数いるのか。

事務局 本年度、県農林公社のホームページで受け手と出し手を随時募集すると説明がありました。〇〇地区の地権者から農地中間管理機構に貸し付けをしたいとの申出があり、農業振興課で受付をしました。〇〇地区の農地でしたので、農業委員であり〇〇〇〇の〇〇代表に相談しました。〇〇地区の１０経営体に借り受けの希

望があるか通知を出しましたが、他に希望がなく、32筆のうち29筆が〇〇〇〇が経営する農地に隣接していたため、今回の配分計画（案）となりました。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

（ 「なし」 の声 ）

議 長 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について、熊谷市からの協議の回答については、配分計画（案）どおり承認し、「意見はなし」とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議 長 挙手全員です。よって本案については、配分計画（案）どおり承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。
〇〇委員は入室してください。

〔 〇〇 委員 入室 〕

議 長 それでは、ここで議長を木村農地部会長に代わります。

〔 木村 農地部会長 議長席に 〕

議 長 次に議案第8号競売買受適格者の証明について（農地法第3条該当）を上程し、事務局の説明を求めます。
（木村部会長）

事務局 こちらは農地の公売案件になります。公売農地に入札するためには、農地法第3条許可申請の譲受人としての要件を満たし、また農業委員会が買受適格者としてそれを証明することが必要となります。今回、入札にあたり申請者から買受適格者証明発行願いが出されたものとなります。なお、落札した場合には改めて農地法第3条許可申請を行うこととなります。

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、

譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

公売の開札日時は平成30年1月9日です。申請地積2,467㎡での見積価額は〇〇〇円となっております。

こちらにつきましては、平成29年11月15日、夏目委員、大野委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

よって申請者については、農地法第3条に該当する当公売案件にあたり、買受適格者であると証明できます。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第8号競売買受適格者の証明について（農地法第3条該当）、本案を原案のとおり証明するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

議 長 以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑、意見等がありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	増田 啓良
次長兼農地係長	渋澤 薫
主査	大沢 昌徳
主査	新井 良和
主任	樋口 祥平
農業振興課主査	杉本 正代
大里行政センター主査	森 佳一
江南行政センター主査	上山 奈保美

平成29年11月29日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

議 長 木 村 進

署名委員 福 田 和 行

署名委員 村 田 定 吉
